



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第607号 令和5年7月11日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
332	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
333	同	同
334	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林整備課

徳島県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市桑野町 桑野西部土地改良区	令和五年六月二十日

徳島県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市羽ノ浦町	令和五年六月二十日
那賀川土地改良区	

徳島県告示第三百三十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年七月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

三好市東祖谷菅生一六四の一八・一六四の一九・一六五の二・一六五の三（以上四筆
国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため